

## 千年悠水の販売と自動販売機設置に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と信越ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は、千年悠水の販売と自動販売機の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の提供について乙が甲に協力すること、及び甲が乙の緊急時飲料提供自動販売機ほか各種自動販売機（以下「本自販機」という。）を利用して「千年悠水」を販売することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （救援物資の提供）

第2条 三条市内において、震度5弱以上の地震又は水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、甲から乙に救援物資の提供の要請があったときは、乙は、本自販機の機内在庫の製品を甲に無償で提供するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、速やかに本自販機への製品の補充等が行えるよう体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路の不通、停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

3 乙は、第1項の要請があったときは、同項に定める製品の提供のほか、本自販機を設置する施設に乙の負担により備蓄品を甲に無償で提供するものとする。

4 前項の備蓄品は千年悠水2リットルとサントリー南アルプス天然水2リットルとし、それぞれ同数量を甲又は甲の指定する者が保管するものとし、備蓄の時期及び数量は甲乙協議の上、決定する。また、甲は、第1項の要請にかかわらず備蓄品の賞味期限等を勘案の上、処分することができるものとし、乙は当該処分数量を速やかに補充するものとする。

5 甲が乙に第1項の要請をするときは、救援物資提供要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請することができるものとし、後日速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

### （千年悠水の販売）

第3条 乙は、甲又は甲の指定する者が管理する施設に設置した本自販機で千年悠水500ミリリットルを販売するものとする。

2 前項に規定する施設における千年悠水の販売は、本協定締結の日から1年間に限り乙のみが販売できるものとする。

(協定の期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とし、甲乙いずれかからこの協定の解消の申し出がない限り、前条第2項の規定を除き、同一の内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年3月28日

甲 三条市  
代表者 三条市長 高橋 一 夫

長野県長野市真島町真島1388番地  
乙 信越ペプシコーラ販売株式会社  
代表取締役社長 続 麻 延 明